

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は市町村窓口へご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を受けたり世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。保険料を滞納すると通常より有効期限が短い被保険者証が交付されることがあります。

2 新たに後期高齢者医療制度に加入する方の保険料の納め方について

保険料は年金からの天引き(特別徴収)が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入する方は年金からの天引きが開始されるまで時間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただくことになります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税(料)を口座振替で納めていた方も、改めて手続きが必要です。

3 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担が変わります

2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担3割)を除き、医療費の窓口負担が2割になります。

世帯の窓口負担が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します(2021年中の所得をもとに、2022年7月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります)。※お問い合わせについては、厚生労働省コールセンター(☎ 0120-002-719)もしくは下記問合せ先までご連絡ください。

4 「マイナンバーカード交付申請書」の送付について

令和3年10月20日から、一部の医療機関・薬局などでマイナンバーカードを被保険者証として利用できるようになったことなどに伴い、厚生労働省からの要請により、75歳以上の被保険者の皆様のうち、令和3年10月31日時点でマイナンバーカードをお持ちでない方に、交付申請書を送付します(3月中旬送付予定)。

申請手続きについては、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎ 0120-95-0178)またはお住まいの市町村までお問い合わせください。

なお、マイナンバーカードの取得は任意であり、これまでどおり被保険者証でも受診できます。

問合せ先：東通村税務住民課国民健康保険G (☎ 0175-27-2111)
青森県後期高齢者医療広域連合 (☎ 017-721-3821)

夜間の納付窓口・納税相談のご案内

下記の日程で夜間の納付窓口及び納税相談窓口を開設いたします。
仕事などで日中に税金の納付や相談が困難な方はどうぞご利用ください。

○納付・相談窓口 東通村役場 税務住民課 ※正面玄関からお入りください

○日 時 3月17日(木)～18日(金) 17:00～19:00

○問合せ先 東通村税務住民課 税務グループ ☎ 0175-27-2111(代表)

※納税相談や、連絡・納付のない滞納者については、差押え・公売等の滞納整理により税金の徴収を専門に行う『青森県市町村税滞納整理機構』への移管もありえますので適正な納税をお願いいたします。